



## 4 高齢者福祉施設等の整備

- (1) 第5期計画（平成24～26年度）の基本的な考え方を継承・発展させながら、中長期的な視点をもって、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。
- (2) 既存施設の整備状況、待機者の状況、市民ニーズ、今後の高齢化の推移等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、在宅サービスと施設サービスとのバランスのとれた適切な整備量を設定します。
- (3) 整備については公募を基本とし、公募審査にあたっては、サービスの質を重視した評価を行い、質の確保に取り組みます。

### 【主な施設・介護専用居住系サービスの整備目標】

(単位：人)

	平成26年度末見込み	平成29年度末見込み	第6期整備計画数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,033	5,548	515
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2,181	2,433	252

### 【混合型特定施設入居者生活介護の整備目標】

(単位：人)

混合型特定施設入居者生活介護	2,842	3,082	240
----------------	-------	-------	-----

## 5 地域支援事業の実施

介護保険制度では、介護給付・予防給付とは別に、市町村が地域の高齢者等を対象にサービス等を提供する地域支援事業があります。

地域支援事業では、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービス等を提供します。

### 《地域支援事業の充実について》

いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える平成37年（2025年）に向けて、地域包括ケアシステムの構築のための取組みを一層促進するため、地域支援事業を見直し、さらなる充実・強化を図っていきます。

#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

今後、増加が見込まれる高齢者の在宅での療養生活を支えるため、在宅医療・介護連携の中核的役割を担う「在宅医療連携拠点」を設置し、在宅医療と介護の連携をさらに推進します。

#### (2) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の設置など、総合的な認知症施策の充実・強化を図ります。

### (3) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターにおいて地域ケア会議を開催し、事例検討を通じて、地域の課題の抽出や関係者間のネットワークの構築など、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを推進します。

### (4) 生活支援サービスの充実・強化

支援の必要な高齢者が身近な地域で見守り・支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、地域及び行政が協働で、地域ごとの社会資源の把握に努め、地域の実情に応じた支え合いのネットワークづくりを行っていきます。また、各区に配置される地域支援コーディネーターが、関係部署と連携して地域の互助活動を推進していきます。

### (5) 介護予防の推進

より効果的な介護予防を図るため、介護予防事業（一次・二次予防事業）の内容を見直し、高齢者が地域の中で生きがい・役割を持って生活できるよう、高齢者の心身の状態に応じた支援を充実していきます。

### 《介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入について》

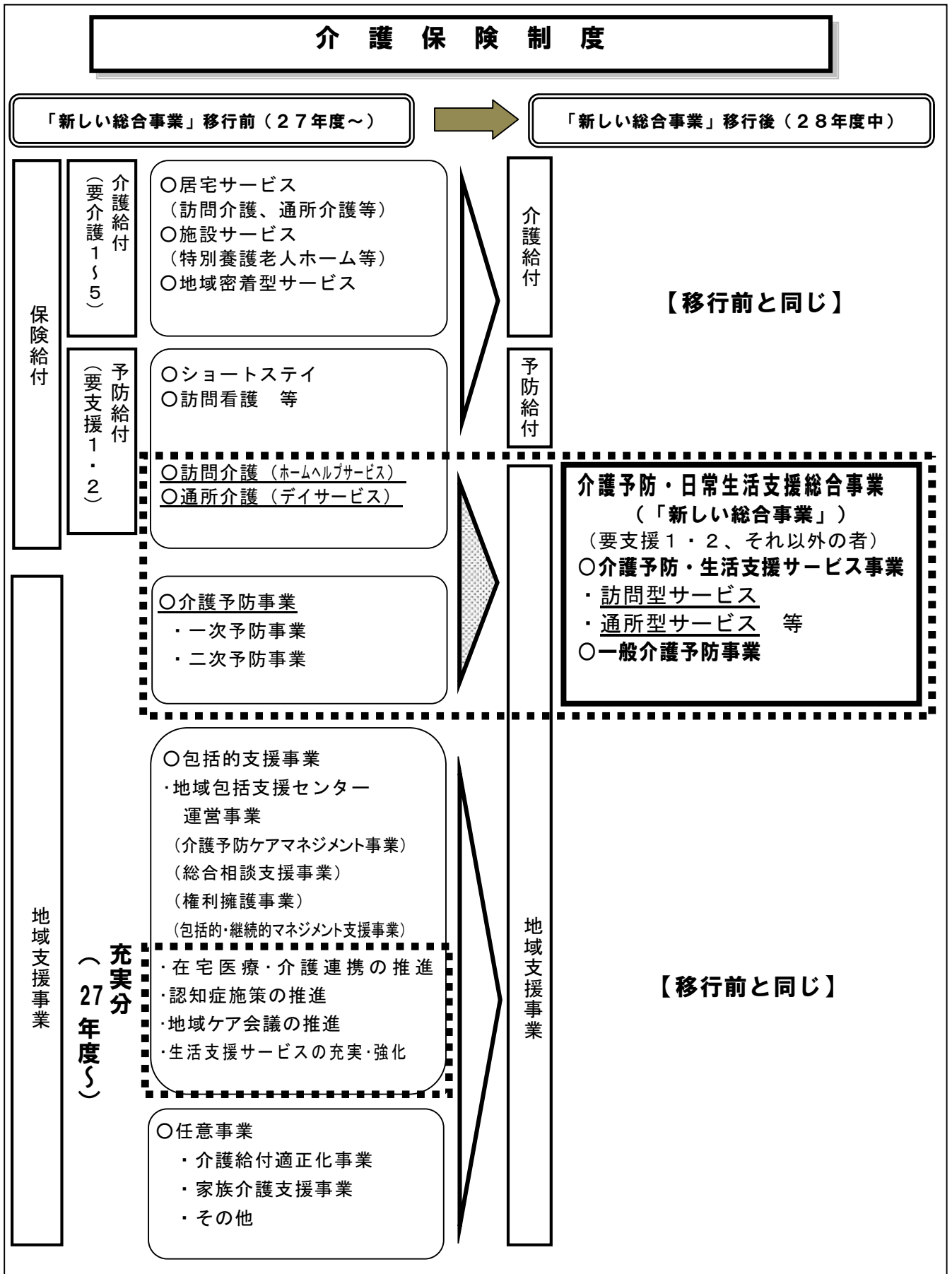
少子高齢化が進展していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護及び通所介護について、市町村が工夫しながらサービスを柔軟に提供できる「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行します。

「新しい総合事業」は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」からなります。事業の実施にあたっては、現在のサービス利用者が安心して総合事業に移行できるよう、利用者及び事業者への周知、サービス基盤の整備等のための準備期間を設け、平成28年度中に実施します。

### 《実施までのスケジュールについて》

年 度	内 容
平成26年度～	新しい総合事業の制度設計
平成27年度～	サービスの基盤整備等 ・円滑な移行に向けたサービス基盤の整備 ・ケアマネジメント体制の強化 ・広報等による市民・事業者への周知 など
平成28年度中	新しい総合事業の実施

【 介護保険事業の体系 】



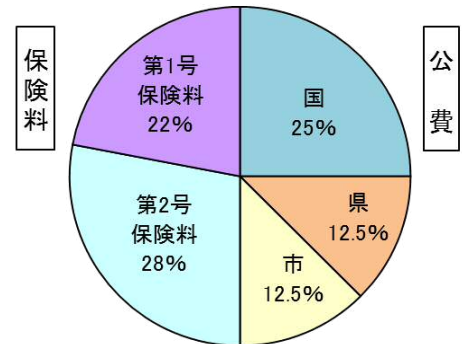
## 介護保険の費用と保険料

### 1 介護保険サービスにかかる費用のしくみ

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分（1割または2割）を除いた、残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

このうち第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料で負担する割合は、平成27年度から人口比により22%（第5期は21%）となります。

保険給付費の財源構成



### 2 第6期介護保険事業計画における事業費の見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
保険給付費	838億円	857億円	886億円	2,581億円
地域支援事業費	20億円	47億円	65億円	132億円
計	858億円	904億円	951億円	2,713億円

### 3 第1号被保険者の介護保険料（平成27～29年度）

上記の見込みにもとづき、第6期（平成27～29年度）の本市の介護保険料を算定します。

#### 【第6期介護保険料の考え方】

#### （1）国の示した基準（標準段階）に応じた変更

国がこれまで6段階であった介護保険料の「標準段階」を9段階に見直したことに伴い、この「標準段階」に応じた変更を行います。

##### 《第1段階と第2段階の統合》

第5期における「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とします。

統合後の「第1段階」の保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は0.5とします。

#### （2）負担能力に応じた保険料の多段階化

国の標準段階が9段階に見直されましたが、本市では所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うという観点から、第5期において既に12段階としています。第6期においても、より負担能力に応じた保険料段階となるよう多段階化を行います。

##### 《第7段階の新設》

第5期における「第5段階（第6期では第6段階）」と「第6段階（第6期では第8段階）」に、新たに段階を設定し、「第7段階（本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満）」とします。

保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は1.2とします。

### (3) 介護給付準備基金（保険料剰余）の取扱い

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとしており、当該基金については、国の基本的な考え方として、

- ① 第6期計画期間に歳入として繰り入れ、第6期介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、
- ② 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討されたい

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残したうえで、介護給付準備基金を活用し、第6期介護保険料の上昇抑制を図ります。

#### 《介護給付準備基金の活用》

第6期介護保険料の上昇抑制のため、「北九州市介護給付準備基金」32億円の活用を見込んでいます。

### (4) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料が軽減されます。本市においても国の制度改正を踏まえて対応します。

#### 《「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施について》

予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方（保険料段階が第1段階の方）を対象に部分的な実施となりました。（第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減します。）

※ 消費税率10%への引き上げが行われる予定の平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体（保険料段階が第1段階～第3段階の方）を対象として完全実施される予定です。

### 【第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）の算定】

第1号被保険者の介護保険料は、まず、介護サービスの利用量などの見込みにより算出された「保険給付費」「地域支援事業費」などの費用を基に、第1号被保険者が負担する費用を算定し、保険料額（基準額）を決定します。

## **第1号被保険者の第6期介護保険料(基準額):月額 5,700円**

### 参 考

《第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法》

$$\frac{3 \text{ 年間の保険給付費} \cdot \text{地域支援事業費見込み} \times \text{第1号被保険者の負担割合} (22\%) - \text{介護給付準備基金}}{\text{負担割合で補正した3年間の被保険者数}} \div 12 \text{ 月}$$

## 4 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では、市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税の人のうち生活が著しく困難で介護保険料の支払いが難しく、一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しており、第6期においても引き続き実施します。

# 第6期介護保険料の設定イメージ

## ◆第5期(平成24~26年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 (標準額)	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税						本人が市民税課税					
	生活保護受給者等	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる							
		年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 147万円未満	合計所得金額 147万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
第5期保険料(月額)	約2,640	約3,170	約3,690	約3,960	約4,750	5,270	6,060	約6,590	約7,910	約9,230	10,540	約11,070

## ◆第6期(平成27~29年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (標準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	生活保護受給者等	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる							
		年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満
第6期保険料(月額)	2,850(約2,570)	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970

【第6期の変更点】  
◆第1段階と第2段階の統合◆  
「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とする。  
※保険料率は0.5

【「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施】  
予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました。(図の網掛け部分)  
※消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体(第1段階~第3段階)を対象として完全実施される予定です。

【第6期の変更点】  
◆第7段階の新設◆  
合計所得金額120万円以上160万円未満の段階を新たに設定。  
※保険料率は1.2

**【参考：平成37年度（2025年度）の見込み】**

地域包括ケアシステム構築の目標年度である、平成37年度（2025年度）を見据え、平成37年度（2025年度）の第1号被保険者数、要介護認定者数および介護サービス利用者数などについて、現状での見込量を試算しました。

**1 第1号被保険者の見込み**

（単位：人／月）

第1号被保険者数	65歳～74歳	75歳以上
279,207	114,605	164,602

**2 要支援・要介護認定者の見込み**

（単位：人／月）

認定者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
71,880	9,846	9,105	17,334	12,537	8,856	7,949	6,253

**3 サービス利用者の見込み**

（単位：人／月）

サービス利用者数	在宅サービス利用者数	施設・居住系サービス利用者数
49,448	33,767	15,681

**4 保険給付費等の見込み**

合計	保険給付費	地域支援事業費
1,157億円	1,096億円	61億円

保険料見込額（基準月額） 約8,600円

※ この試算は、現時点での要介護認定者数やサービスの利用者数などの将来推計を基に、介護報酬や介護保険制度の仕組みが現状のままであるという仮定のもとで試算したものです。